

論 点

＜財産に対する重大な被害の発生・拡大防止のための行政措置＞

財産に対する重大な被害の発生・拡大防止のための行政措置を導入するに当たっては、次のような論点があるのではないか。

- ① 行政措置の対象について、どのように規定すべきか。
- ② 行政措置の発動要件としてどのようなものが必要か。
- ③ 行政措置の種類（勧告、命令等）は、どのようなものが適切か。
- ④ 採らせるべき措置の内容は、どのようなものが考えられるか。
- ⑤ どのような調査権限が必要となるか。
- ⑥ その他